

## 南極鉱物資源活動規制条約の採択： その背景，経過及びいくつかの論点

吉田 栄夫\*

### The Adoption of the Convention on the Regulation of Antarctic Mineral Resource Activities: Background, Development and Some Issues

Yoshio YOSHIDA\*

**Abstract:** Twenty Consultative Parties and 13 Contracting Parties of the Antarctic Treaty adopted “the Convention on the Regulation of Antarctic Mineral Resource Activities” on the 2nd of June, 1988 at the final session of the Fourth Special Antarctic Treaty Consultative Meeting on Antarctic Mineral Resources at Wellington, New Zealand. The problems relating to Antarctic mineral resources came out among Treaty Consultative Parties early in the 1970’s. From 1972 to 1981, Consultative Parties discussed the exploration and exploitation of Antarctic minerals, and decided to elaborate the mineral regime through negotiation at the Special Antarctic Treaty Consultative Meeting which started in June 1982 at Wellington. After twelve meetings, including two in Tokyo, in six years, Consultative Parties agreed to adopt the Convention. The background, some parts of the negotiations, issues to be noted, and non-governmental activities are outlined in this report.

**要旨:** 1988年6月2日、南極鉱物資源活動規制条約が、第4回南極条約特別協議会議の最終会期で、南極条約20協議国及び加盟国中の13カ国の参加の下に、ウェリントンにおいて採択された。本条約制定のための特別協議会議は、1982年6月ウェリントンにおいて初めて開始され、6年12回にわたる協議の末合意に至ったものである。これに関連して、南極条約との関連、南極条約の通常の協議会議でのこの問題の討議経過、特別協議会議での討議経過、条約中のいくつかの条項の要点と問題点、及びこの問題に関連して行われたシンポジウムや民間の活動などの概要を報告する。

#### 1. はじめに

1988年6月2日、ニュージーランド、ウェリントンにおいて開催されていた南極鉱物資源探査・開発問題を討議してきた、第4回南極条約特別協議会議の最終会期で、「南極鉱物資源活動の規制に関する条約 (Convention on the Regulation of Antarctic Mineral Resource Activities)」(以下 CRAMRA と表記する)の採択が行われた。南極条約のいわゆる協議国20カ国と、加盟国18カ国(このうちカナダはこの最終会期中に加盟した)のうち13カ国が、この採択会議に参加した。

本特別協議会議は、後述のように、1981年7月ブエノスアイレスで開催された第11回

\* 国立極地研究所。National Institute of Polar Research, 9-10, Kaga 1-chome, Itabashi-ku, Tokyo 173.

南極条約協議会議（以下第 11 協議会議のように表記する）での勧告 XI-1 に基づいて、1982 年 6 月から 6 年間にわたり、12 回の会合を各地で開催し、ようやく結論に達したのである。

CRAMRA は、南極あざらし保存条約及び南極生物資源保存条約とともに、南極条約体制 (Antarctic Treaty System) の一環として位置づけられており、南極観測が南極条約の枠組の中で行われている限り、観測と密接に関連する。また、将来起こり得る鉱物資源活動自体も観測と深い関係を有することは明らかである。このことから、筆者は協議のための公式会議のうち、第 8 回ホバート会議を除いた会議に随行して出席する機会を得たので、協議の経過や背景、条約に関して問題となったいくつかの点について、概要を報告することとした。もとより筆者は南極の地学の一学徒であって、条約そのものや、その制定、施行その他の法的、政治的側面に関しての専門的知識がないので、これらの点については、別に論評がなされなければならない。しかし、問題点のいくつかについてここに提示して、参考に供することとしたい。

## 2. 南極条約・同協議会議と鉱物資源問題

### 2.1. 南極条約と鉱物資源問題

南極条約はよく知られているように、初めて実定法上の「平和地域」(すなわち「非武装地域」)を地球上に設定し、その平和利用、科学的調査の自由を基礎とする国際協力、領土権主張の法的現状凍結を三大原則とする「軍縮条約」の性格をもつ(楠ら、1973)。このことは、例えばこの地域に近接するニュージーランドのような国の安全保障にとって、重要な意義を現実にも有している(HILL, 1983)。1982年の英国とアルゼンチン間のいわゆるフォークランド(マルビナス)紛争においても、その有効性が実証されたといえよう。かくして、この条約の原署名国とその後に加盟し、実質的な南極の科学的調査を行って南極条約に沿って意志決定に参加しようようになった国々、いわゆる協議国は、南極条約という法的枠組の下で南極の実際上の管理を行ってきたのである。

しかし、南極条約中では資源問題についてはわずかに第 9 条 1 項 (f) に、生物資源の保護・保全について定めているのみであり、鉱物資源には全くふれていない。資源問題を持ち込めば領土権主張と直接からんで、合意に達するのは困難であり、かつ鉱物資源の開発が問題となるのは遠い将来のことと考えられていたからでもある(PARSONS, 1987)。

### 2.2. 協議会議における討議

1970年東京での第 6 協議会議でニュージーランドはこの問題を非公式に取り上げたらしい(HILL, 1983)。次の 1972年ウェリントンにおける第 7 協議会議では正式な討議が行われ、初めて勧告 VII-6 “南極鉱物資源—鉱物探査の影響”が採択され、極地での探査技術の発達と南極への関心の高まりがあり、協議国は環境保全と資源の賢明な利用に対する責任があると考えるなどとして、“注意深く研究を行い、次の第 8 協議会議の議題とすること”とした。

1975年のオスロにおける第8協議会議では、勧告VIII-14で“南極条約に関連して鉱物資源探査・開発問題のすべての側面を検討すること、このために特別準備会議を1976年中に開催し、それを第9協議会議に報告すること、またSCARに探査・開発の環境アセスメントを行い、また南極の地質構造に関する基礎的資料を得るために各国の地学調査計画を調整すること”などを決めた。

1976年パリで開催された特別準備会議では、科学・生態・技術・経済的側面を検討するワーキンググループ（以下W/G）と、法的・政治的側面を検討するW/Gの二つが置かれ、極めて多くの論点が討議の対象となった。探査・開発を当分禁止するといういわゆるモラトリアムの可否をめぐる、厳しい対立もあったという。そして、(1)協議国がこの問題に活発な責任ある役割を果たし続ける。(2)南極条約全体が保持されなければならない。(3)南極に特有の環境とそれに依存する生態系の保護が基本的に考慮されねばならない。(4)協議国は南極鉱物資源問題を取り扱う場合、南極における全人類の利益を損なってはならない。とするいわゆるパリ4原則を提唱するとともに、専門家会合を召集すべきことを示唆した。SCARは第8協議会議及びパリ会議の要請を受けて、専門家グループを組織し、南極鉱物資源探査開発の影響アセスメント（いわゆるEAMREA Report）を、1977年秋のロンドンにおける第9協議会議の前に完成した（1979年SCARより改めて出版）。

第9協議会議では、その直前に探査・開発に関する専門家会合（筆者はこの会合以後、直接鉱物資源問題の協議に参加することとなった）が開かれた。この報告やEAMREAレポートなどを参照しつつ、勧告IX-1が採択されたが、この中にはパリ4原則の支持や南極条約第4条の堅持とともに、“各国は南極鉱物資源活動に関するレジームの時宜を得た採択まで、鉱物資源活動を自制する”とすること、すなわちモラトリアムと明示されていないが、実質的なモラトリアムを行うことが入れられている。

1979年、ワシントンでの第10協議会議では重ねて開かれた専門家会合の結果をふまえて、引き続きこの問題を検討すること、レジームの内容が、何を含むべきかなどを示した勧告X-1が採択された。そして、冒頭にふれたように、1981年のブエノスアイレスにおける第11協議会議で、南極鉱物資源探査・開発に関するレジーム制定の協議を別途行うこととしたのである。

### 2.3. 勧告 XI-1

勧告XI-1は、南極鉱物資源特別協議会議の枠組を定めたもの、あるいは付託事項を示したものであるので、10項（細目を加えれば28項目）にわたるが、その概要を示すこととしたい。

まず、前文に第3次国連海洋法会議での交渉に留意することが含まれていることが注目される。主文では、以下のことが重要であった。すなわち2. 南極鉱物資源レジームを緊急の課題として合意すること。3. 次の目的で特別協議会議を開催すること—a) レジームの作成。

b) レジームの形式の決定. c) 特別協議会議の非公式会合を適宜利用して交渉の日程を立てる. d) レジーム採択手続きの決定を含む. レジーム合意を促進するその他の措置をとる. 5. レジームはパリ 4 原則と南極条約第 4 条を冒さないという原則に基づくべきこと. 6. レジームは領土権主張国（以下クレイマントとする）と、領土権主張をせず、またそれを認めない国（以下ノンクレイマントとする）の双方に受け入れられるものであること. 7-I. レジームはとくに次の手段を含むべきこと. a) 意志決定のために、環境影響のアセスメントを行う方法. b) 資源活動が容認できるか否かを決定する方法. c) 容認されると決定された場合、生態的、技術的、政治的、法的及び経済的側面を規制する手段. 7-II. 協議国以外の国が加盟する場合、次の手続きを含むこと、すなわち加盟国が南極条約の規定及びその勧告に拘束されること. 7-III. レジームと他の関連国際機関との協力が図れる条項を含むこと. 7-IV. レジームは、南極大陸及びその隣接海域でのすべての鉱物資源活動に適用するが、深海底（レジーム）を侵害しない. 適用地域の正確な限界はレジームの作成の中で決定される（この項目は第 11 回協議会議での難点の一つであったが、後述のように後のレジーム協議でも取り扱いに苦しむものの一つとなった）. 7-VI. 商業的探査及び開発をカバーすること. 10. レジームの作成中、勧告 IX-1, 第 8 項（探査・開発の抑制）を考慮すること等である. 特別協議会議での審議は、以上のような諸事項に沿って進められることとなった.

### 3. 南極鉱物資源特別協議会議における協議

1982 年 6 月、南極鉱物資源活動に関するレジーム制定を任務とする特別協議会議はウェリントンで開始された。協議会議である以上、その議事手続は通常の協議会議のものがそのまま適用される。全会一致（コンセンサス）方式による意志決定、会議主催国が議長国となること、公式用語が 4 カ国語であることなどが重要であった。2 年間ほどのうちに合意に達しうるであろうとの楽観的な観測もある中で、6 年間にわたり 12 回の全体会議と 2 回の主要協議国の非公式会議を重ねて結論に達した。以下、それぞれの協議におけるいくつかの争点について述べる。

#### 3.1. 第 1 回ウェリントン会議

ウェリントンにおける第 1 回特別協議会議（以下第 1 回ウェリントン会議のごとく表記する）は、1982 年 6 月 14 日-25 日、当時の協議国 14 カ国により開催された。ニュージーランドによるこの会議の招請、従って、まず議長にニュージーランドの外務次官補 C. BEEBY が選出されたことは、その後の展開と結論にとって大きな意味をもった。

この会議では、まず議長によりパリ特別準備会議をふまえて、レジーム作成のための問題点の提示があったが、その後各国はレジームでふれるべき項目を列挙した“骨格 (skeleton)”の討議を行ってこれを定めた (skeleton なる語は後に scheme と改められた)。ここでは各国によるレジーム案の一部や、かなりの部分に当たる提案があった。このうち米国は最もまと

まった案を提出したが、ここには後の基調の一部となる重要な考えが示されていた。一つは、南極地域を大きく 4 地域に区分し、それぞれに“地域委員会 (Regional Panel)”を置いて、これに実質的な鉱物資源活動の管理を行わせようとするものである。これは、外部の環境団体ほかからは、南極の新たな分割案であるとして批判を浴びたが、後に述べる“規制委員会 (Regulatory Committee)”として結実する。クレイマントとノンクレイマント間の妥協を図る重要な点の一つとなった。

他の一つは、それまで協議会議や専門家会合などでは、鉱物資源活動は探査と開発の 2 段階で行われると考え、前者については探査ボーリングまでを含めた活動を想定していた。米国家案ではこれを 3 段階とし、概査 (prospecting をこのように仮訳している)、探査 (exploration)、開発 (development) と分け、概査については環境への影響を無視しうるもので、とくに承認を要しないとした。これによって、レジーム発足後、承認ないし許可手続きなしに資源の大きかな賦存可能性を探る道を開いたといえよう。

鉱物資源問題での協議国内における協議の中心であり、最も難しい問題は当然のことながらクレイマントとノンクレイマントの問題である。南極条約の核心は第 4 条で、これは条約がクレイマントの立場もノンクレイマントの立場も害さないこと、条約が有効である間はこの期間中の行為・活動が領土権主張やその否定の根拠にならず、新しい主張や主張の拡大をしないこと、すなわちいわゆる凍結を規定している。従って、クレイマントのある国は、この条項はクレイムを否定するものでなく、かえってこれを保護しているものであると主張する。「もし、ある国が当該のクレイムしている領域内で鉱物開発の許可証発行と規制の責任を、他へ委任するようなことがあれば、その国家は領土主権への確固たるクレイムを維持することはできない」(TRIGGS, 1987) とクレイマントは考える故に、規制の権限、収益に対する特別の権利等の主張も、強くなされた。

他方、ノンクレイマントのある国は、これまでの南極条約に基づく環境保全、科学調査と国際協力等の実績をもとに“共同管理 (又は共同主権) (condominium)”論を展開した。勿論クレイマントはこれを入れるわけには行かないが、少なくともノンクレイマントにとって、南極条約に基づく環境保全等の実績が、協議国が主導してレジーム制定を進める主要な根拠であることは明らかであろう。

この会議では、さらにレジームを南極条約とは別の条約とすべきか、南極条約の中での合意措置とすべきか等、レジームの形式についても議論があった。わが国は、南極条約の規定からして、南極条約中の合意措置で定めることは、法的根拠の点で疑問であると反対した。

このほか、小グループによる科学・環境等の討議を行ったが、この方式に反対して参加しない国もあり、アルゼンチンからは“南極の氷の法的性格—氷の所有権—”についての問題提起も行われた。

以上、第 1 回会議についてやや多くの点を述べたが、第 2 回以降についてはより簡略化

して記したい。

### 3.2. 第2回ウェリントン会議

本会議は1983年1月17日-28日、再びウェリントンで開催された。この会議は公用語を英語のみとし、4カ国語同時通訳を行わなかったため、非公式会議と呼称されたが、実質的内容は公式会議と異なるところはない。第2回のほか、第4回ワシントン、第5回東京、第6回リオデジャネイロ、第8回ホバート、第9回東京の会議がこの方式によった。

議長 C. BEEBY は、第1回会議の後各国を歴訪して、その結果を前回の会議のまとめに加味して報告書を作成し、これを一つの基礎として協議が進められた。いくつかの国はとくに地域的な実質的管理のための小委員会素案を提案した。また、今回は“鉱物資源活動の定義”、“適用地域”、“環境条項—目的、原則—”についての小グループによる討議も（それぞれオーストラリア、西独、英国の代表団の1名が座長となった）、ほぼ各国の賛成を得て行われた。議長は、議長の個人報告書（文書番号 ANT (83) MR/17）の付属文書という形で、会議の終了時に“南極鉱物資源レジーム：条項草案（Antarctic Mineral Resources Regime: Draft Articles）”を提出した。以後このレジーム案は MR/17 と呼ばれるようになった。

### 3.3. 第3回ボン会議

本会議は4カ国語を使用した公式会議として行われた。従って、主催国である西独の、E. JUNG 大使が全体会議の議長を務めた。しかし、討議の進め方に関しての首席代表会議において、MR/17 をたたき台（starting point）とし、W/G を設置して検討して行くことに合意し、その議長にニュージーランドの C. BEEBY が、別の候補も模索された中で選ばれた。これ以後、レジーム討議は形式的には W/G で行われるものとされ、開催国のいかににかかわらずその議長は C. BEEBY が当たることとなった。このことは、ニュージーランドが比較的中庸の立場をとっていたとはいえ、クレイマント側にとって一つの有利なポイントとなったことは否めないであろう。

W/G では、MR/17 中の諸機関の構成や権限など重要な問題について、全体会議方式で（すなわち W/G といっても全体会議である）討議が進められた。後述のように米・ソを“規制委員会”の常任国とする案として“南極条約発効前に、領土主権主張の根拠を有していた二カ国”のような形で規定されていて論議を呼んだ。W/G のほか“鉱物資源や活動の諸段階”、“環境問題”に関する小グループ（ソ連の提案によりコンタクトグループ（C/G とする）と呼ばれた）の討議も行われ、MR/17 の中でプランクで残されている条項の一部について、成案も得た。しかし、MR/17 の討議をめぐってはさまざまな意見、ペーパーが出され、その違いの深刻さが感じられて、前回かなり合意に向かって楽観的な見通しを持つ人が多かったのに対し、悲観的な意見が増大したように思われた。

### 3.4. 第4回ワシントン会議

1984年1月18日-27日に開催されたこの会議では、1983年秋キャンベラで行われた第12回協議会議で協議国の地位を得たブラジルとインドが、協議に加わり、それまでのクレイマント7カ国、ノンクレイマント7カ国のバランスが少し変わった。ここでは、MR/17の討議を続けて一応第一読会を終わり、主要点についての第二読会に入った。また、キャンベラで決定された、通常協議会議へ加盟国をオブザーバーとして招請することを、特別協議会議でも実施するか否かが審議され、結論は持ち越された。この会議はボン会議以後、直ちには積極的に招請をする国がないので、つなぎとして米国が引き受けたものということができ、最も非公式会議の色が濃かった。

### 3.5. 第5回東京会議

議長の C. BEEBY は、それまでの協議の結果を勘案して、MR/17の第一次改訂案 (MR/17/Rev. 1) を作成し、この会議の前に各国に配布して、これに基づいて逐条的な審議と、委員会 (Commission)、規制委員会の構成や権限、意志決定、紛争解決等の重要事項についてさらに集中的な審議が行われた。環境問題と探査・開発手続きに関しての C/G での討議も行われ、前回に比して協議が深まったとされる。1991年の南極条約の見直しが可能となる時期の接近についても、初めて会議の席上言及されたのが注目された。

### 3.6. 第6回リオデジャネイロ会議

本会議は1985年2月26日-3月12日に開催された。この会議から加盟国オブザーバーが、出席できる全体会議や C/G における討議では、自由に発言し得るオブザーバーとして参加した。

ここでは、重要事項 (“鍵となる争点; key issues” と呼ばれてきた) であるレジームの諸機関 (委員会、規制委員会など) の構成、権限、意志決定等について全体会議で討議されたほか、三つの C/G で、概査に関する諸手続と概査に含まれる内容、レジームの目的及び原則、ならびに紛争解決・(賠償) 責任・順守・レジームの改正・脱退等の法的側面の審議が、それぞれオーストラリア、英国、西独の代表を座長として行われた。そして、会議終了直前、議長 C. BEEBY からパッケージとしての、全加盟国よりなる特別総会、委員会・規制委員会の構成、権限、意志決定、鉱物資源活動への参加等、重要事項に関する提案が行われた。リオパッケージ (Rio package) と呼ばれ、以後主として首席代表会議で討議されることとなった。

### 3.7. 第7回パリ会議

この会議は1985年9月23日-10月6日に公用語4カ国語を用いて開催された。主要な点は、リオパッケージ案の首席代表会議における討議であったが、このほか法律問題及び探査・開発問題に関し、それぞれ西独、ノルウェーの代表を座長として C/G での討議が行われた。オブザーバーは首席代表会議に出席できないため、C. BEEBY 議長が別途これらの国

々の意見を徴する努力を払った。

### 3.8. 第 8 回ホバート会議

この会議はオーストラリアのタスマニア政府が費用負担をするという形で、オーストラリア南極局の置かれているホバートで行われることとなり、1986年4月14日-25日の間に開催された。中国及びウルグァイは、前年に得た協議国としての地位をもって参加した。

ここでは、まず全体会議において、リオパッケージの重要事項を討議し、さらに C/G において法的問題についての討議を行った。議長の C. BEEBY は、各国と個別に頻繁な非公式協議を行って、MR/17/Rev. I の改定としての条約草案を作成すべく努力した。

### 3.9. 第 9 回東京会議

本会議は、1986年10月27日-11月12日と、それまでの最長の会期をとって開催された。わが国はニュージーランドを除き、複数回の招請を行った唯一の国となったのである。

議長 C. BEEBY は、同年9月 MR/17/Rev. II を用意し、この会議に臨んだ。MR/17/Rev. II には初めて、“レジーム”に代わって“条約 (convention)”の語が用いられている。すなわち“条約草案 (draft convention)”の体裁が整えられた。首席代表会議での重要事項討議、法的問題及び探査・開発問題の C/G による討議が精力的に行われ、また概査に関連する“データの守秘”についての小グループ会合もあって、討議は深まったとされた。

### 3.10. ワンガロイ会議及び第 10 回モンテビデオ会議

2 回目の東京会議の後、議長の C. BEEBY は主要協議国 14 カ国の代表を、ニュージーランド北島北部のワンガロイに招いて、1987年3月21日-27日、非公式協議を行った。ここでは MR/17/Rev. II では、不完全にしか、もしくは全く触れられていない紛争調停 (解決)、賠償責任、最終条項等について、原案を作成するための討議が行われた。このほか適用地域や規制委員会の構成等についても意見が交わされた。

こうして、1987年4月、C. BEEBY はほぼ条約草案としての形式を備えた MR/17/Rev. III を準備し、1987年5月11日-20日の間、モンテビデオで開催された第 10 回会議を主催した。ここでは公用 4 カ国語が用いられた。この会議では、首席代表会議での重要事項討議、法律及び探査・開発の両 C/G での討議、小グループによる適用地域や財政条項の討議が、前回と同様活発に行われ、議場外での多くの協議も重ねられた。そして、最後に議長からいわゆるタイムテーブルを設定して、1988年前半中に結論に到達するため最終会議をウェリントンで開催すること、最終会議は会期を二つに分け、1988年1月頃と5月頃とすること、それまでに非公式の協議も行うことからなる提案があり、討議の末各国の合意を得た。

### 3.11. オークランド会議及び第 11 回ウェリントン会議

C. BEEBY 議長は、再び主要協議国 14 カ国による非公式協議を、1987年11月9日-20日の間オークランドで開催し、重要事項を中心に、最終条項までを含めた条文案の詰めと、



最終会議の運営方法の一部などを討議した。対立の厳しい問題に関しては実質的審議を最終会議にゆだねることとし、妥協への方途が模索されたようである。

以上の結果を取り入れて、C. BEEBY は MR/17/Rev. IV を作成し、1988 年 1 月 18 日-29 日に行われた第 11 回会議での検討テキストとした。前年秋にその地位を得たイタリア、東独がこの会議に協議国として参加したが、インド及びウルグァイの 2 協議国は欠席した。

本会議では、首席代表会議による重要事項の審議と、ノルウェーの R. ANDERSEN を座長とする全体会議方式での逐条読会(但し、重要事項とされる部分を除く)を中心として運営され、適用地域について西独を座長とする小グループでの討議も行われた。また、会期中の 23 日、アルゼンチンの O. REBAGLIATI を座長とし、アルゼンチン、チリ、フランス、ソ連、英国、米国、中国、西独、ブラジルの 9 カ国からなる起草委員会 (Drafting Committee) が発足して作業を開始した。

逐条読会では賛否を決することなく、各国の意見はすべて記録され、合意があると座長によって判断された点は、起草委員会に送るとされた。

この会議の結果、C. BEEBY 議長は 1988 年 2 月 MR/17/Rev. V を作成して各国に配布した。その後 3 月にワシントンで開催された起草委員会は、このテキストに対して文章上多くの改善すべき点を示唆した。これに基づいて C. BEEBY は、MR/17/Rev. V/Corr. 1 (MR/17 第 5 次改訂案第 1 次修正案) を 4 月に用意し、1988 年 5 月の会議のテキストとした。

### 3.12. 第 12 回ウェリントン会議

最終会議とすることを目標とされたこの会議は、1988 年 5 月 2 日-18 日、5 月 23 日-6 月 2 日の二会期に分けて行われた。正式会議として公用 4 カ国語が用いられ、ニュージーランド外相 M. RUSSELL の開会演説に続き、改めて議長に、C. BEEBY が選出され、議題案が採択された。

討議は、第 1 会期では前回と同様、全体会議方式での主委員会での逐条審議、首席代表会議での重要事項の審議、後者と並行的に行う起草委員会での英文テキストと他の公用言語テキストの整合性の検討と各条項の題目の決定等の審議などが実施された。

この結果をもとに、AMR/SCM/88/67 の文書番号の付された“南極鉱物資源活動の規制に関する条約草案”が作成され、5 月 21 日配布された。

第 2 会期はこの草案に関する首席代表会議での意見調整と、起草委員会による 4 カ国語テキストの修正が行われた。そして、夜を徹しての討議と作業を含めて最後の妥協が図られ、5 月 31 日早朝ほぼ合意が成立した。5 月 31 日付けの AMR/SCM/88/67/Rev. 1 を経て、6 月 2 日午後 AMR/SCM/88/78 の 4 カ国語それぞれからなる CRAMRA が、最終議定書(決議)(Final Act)の付属文書という形で提出され、全会一致で採択され、最終決議への各国代表の署名が行われ、6 年間にわたった交渉の幕を下ろした。

なお、4 カ国語のほか、中国語を条約正文言語(公用語、作業語ではない)とすることが条

約中で規定されたため、起草委員会が中国語条約文の照合を行った上で、この条約は 1988 年 11 月 25 日から 1989 年 11 月 25 日の間、ウェリントンで最終会議に参加した協議国 20 カ国、その他の加盟国 13 カ国（なお、第 1 会期の中にカナダが加盟し、全加盟国は 38 カ国となったが、5 カ国は最終会議に参加しなかった。）の署名のために開放されることが規定されている。

#### 4. CRAMRA の条文、最終議定書、及び若干の問題点

前節に述べたように、CRAMRA は最終決議への付属文書とされている。それは、前文と 7 章に分かたれる 67 カ条の条項からなり、さらに仲裁裁判所に関する付属書が付されている。長い交渉の過程で、クレイマントとノンクレイマント、先進工業国と発展途上国、資本主義国と社会主義国等さまざまな立場を背景として議論が行われ、その違いを越えて共通のルールを樹立する努力、middle point（妥協点）到達への模索が積み重ねられて条約の採択として実った。ここで、条約条文をすべて紹介することはできないが、条項の題目を示し、いくつかの問題となった点を取り上げてみることにしたい。

CRAMRA の構成として、章、条項の題目の英文及び邦訳（主として資源エネルギー庁海洋開発室による仮訳）のみを表 1 に示す。この題目自体、付すか否かが討議され、条項の規定そのもの、内容に影響を及ぼすものでなく、照合の便利さのためにのみ意義をもつと定められて、起草委員会が原案を作成した。ちなみに、南極条約システムの一部をなす南極海洋生物資源保存条約（CCAMLR）の各条項には題目は付されていない。

前文については問題は提起されなかった。第 1 条 **定義**では、“概査”、“保証国”、“有効な管轄”等が論議を呼んだ。“概査”でどこまでの資源活動を認めるかで意見が異なった。掘削は 25 m 深のものまでとされており、層序を知るためのより深い掘削（stratigraphic drilling）が必要とする技術面の意見は押えられた。但し特別な場合は、南極鉱物資源委員会（以下委員会とする）がその深さを別に定められるように規定されている。“保証国”ほかは、とくに合併企業に関してどう扱うかであった。損害賠償責任に関連して、当初なかった“南極環境や生態系に対する損害”が定義に加えられるようになったのも注目される。

第 2 条 **目的及び一般原則**と第 4 条 **南極鉱物資源活動の（可否）判定に関する原則**は、それぞれ、かつて簡単に**目的**と**原則**の題目であった。この条項は本条約の性格を示し、他の条項の規定を支配するものであると、とくに条約交渉の前半の時期に、多くの議論があったところである。目的の中に鉱物資源活動を行うための取り決めであるということがふれられていないとは不都合であるとの意見もあったが、ほとんど顧慮されなかった。このことは、本条約が、南極における鉱物資源活動は、厳しい環境的規制に合致する特別の場合のみ許されるという立場に立つものであることをよく示していると思われる。

表 1 CRAMRA の構成  
Table 1. Contents of CRAMRA.

---

Convention on the Regulation of Antarctic Mineral Resource Activities  
(南極鉱物資源活動規制条約)

Preamble (前文)

Chapter I: General Provisions (総則)

- Article 1. Definitions (定義)
2. Objectives and General Principles (目的及び一般原則)
3. Prohibition of Antarctic Mineral Resource Activities Outside this Convention  
(この条約の範囲外の南極鉱物資源活動の禁止)
4. Principles Concerning Judgments on Antarctic Mineral Resource Activities  
(南極鉱物資源活動の可否判定に関する原則)
5. Area of Application (適用地域)
6. Cooperation and International Participation (協力及び国際参加)
7. Compliance with this Convention (この条約の義務履行)
8. Response Action and Liability (対処行動及び損害賠償責任)
9. Protection of Legal Positions under the Antarctic Treaty  
(南極条約の下での法的地位の保護)
10. Consistency with the Other Components of the Antarctic Treaty System  
(南極条約制度の他の取決めとの一致)
11. Inspection under the Antarctic Treaty (南極条約の下での査察)
12. Inspection under this Convention (この条約の下での査察)
13. Protected Areas (保護地域)
14. Non-Discrimination (非差別)
15. Respect for Other Uses of Antarctica (南極地域のその他の利用の尊重)
16. Availability and Confidentiality of Data and Information  
(データ・情報の公開及び守秘)
17. Notifications and Provisional Exercise of Functions of the Executive Secretary  
(通告及び事務局長の暫定的任務の遂行)

Chapter II: Institutions (機構)

- Article 18. Commission (南極鉱物資源委員会)
19. Commission Meetings (委員会の開催)
20. Commission Procedures (委員会の手続)
21. Functions of the Commission (委員会の権能)
22. Decision Making in the Commission (委員会における意志決定)
23. Advisory Committee ((科学・技術及び環境) 諮問委員会)
24. Advisory Committee Meetings (諮問委員会の開催)
25. Advisory Committee Procedure (諮問委員会の手続)
26. Functions of the Advisory Committee (諮問委員会の権能)
27. Reporting by the Advisory Committee (諮問委員会による報告)
28. Special Meeting of Parties (特別総会)
29. Regulatory Committee (規制委員会)
30. Regulatory Committee Procedure (規制委員会の手続)
31. Functions of Regulatory Committees (規制委員会の権能)
32. Decision Making in Regulatory Committees (規制委員会における意志決定)
33. Secretariat (事務局)
34. Cooperation with International Organisations (国際機関との協力)
35. Financial Provisions (財政条項)
36. Official and Working Languages (公用語及び作業言語)
-

表 1 つづき  
Table 1. (Continued)

---

Chapter III: Prospecting (概査)
Article 37. Prospecting (概査)
38. Consideration of Prospecting by the Commission (委員会による概査の検討)
Chapter IV: Exploration (探査)
Article 39. Requests for Identification of an Area for Possible Exploration and Development (探査及び開発のための地域開放要請)
40. Action by the Advisory Committee and Special Meeting of Parties (諮問委員会及び特別総会の活動)
41. Action by the Commission (委員会の活動)
42. Revision in the Scope of an Identified Area (開放地域の範囲の見直し)
43. Preparatory Work by Regulatory Committees (規制委員会の準備作業)
44. Application for an Exploration Permit (探査許可の申請)
45. Examination of Applications (申請の審査)
46. Management Scheme (管理計画)
47. Scope of the Management Scheme (管理計画の範囲)
48. Approval of the Management Scheme (管理計画の承認)
49. Review (見直し)
50. Rights of Authorised Operators (許可された操業者の権利)
51. Suspension, Modification or Cancellation of the Management Scheme and Monetary Penalties (管理計画の停止, 修正又は取消し及び金銭罰)
52. Monitoring in Relation to Management Schemes (管理計画に関する監視)
Chapter V: Development (開発)
Article 53. Application for a Development Permit (開発許可の申請)
54. Examination of Applications and Issue of Development Permits (申請の審査及び開発許可の発給)
Chapter VI: Disputes Settlement (紛争解決)
Article 55. Disputes Between Two or More Parties (複数国間の紛争)
56. Choice of Procedure (手続の選択)
57. Procedure for Dispute Settlement (紛争解決手続)
58. Exclusion of Categories of Disputes (紛争区分の排除)
59. Additional Dispute Settlement Procedures (紛争解決手続補足)
Chapter VII: Final Clauses (最終条項)
Article 60. Signature (署名)
61. Ratification, Acceptance, Approval or Accession (批准, 受理, 承認又は加入)
62. Entry Into Force (発効)
63. Reservations, Declarations and Statements (留保, 宣言及び声明)
64. Amendment (修正)
65. Withdrawal (脱退)
66. Notifications by the Depositary (寄託国による通告)
67. Authentic Texts, Certified Copies and Registration with the United Nations (正文, 写し及び国連への登録)
Annex for an Arbitral Tribunal (仲裁裁判に関する付属書)

---

## 第 5 条 適用地域

適用地域は、合意の容易でなかった条項の一つである。第 2 章で述べたように、勧告 XI-1 中で規定するのが難しかった。それは海域の適用地域の規定に“大陸棚”の用語を安易に用いれば、それは海洋法の規定との関連から領土権に基づく規定を意味する恐れがあり、クレ

イマントの領土権主張を認めることになりかねないからである。他方、海洋法での深海底を含むことにしてはならないという配慮が必要であった。

結局、南緯 60° 以南の、大陸、島嶼、棚氷、及び深海底までの隣接海底と海底下を適用地域とした。その上で、「この条約の適用上、“深海底”とは、国際法に従って定義される大陸棚の地理学上の範囲を越える海底及びその海底下」とした。また、環境への影響があった場合は他の条項の適用を 60° 以南に限ることはないとされている。さらに最終議定書においても、南緯 60° 以北にある島嶼から延びる大陸棚には適用しないこと、また、第 5 条第 3 項に言う大陸棚の地理学的範囲は、国連海洋法条約第 76 条第 1～第 7 項の基準と規則のすべてを参照して定められると言及されている。適用地域は明確に規定されなければ、条約の適用ができない。結局“大陸棚”の用語を用いることとなったが、第 3 項に“この条約のために”“大陸棚の地理学上の範囲”というような表現で領土権主張との結びつきを避けたと思われる。

#### 第 8 条 対処行動及び損害賠償責任

本条項の当初の題目は“損害賠償責任”のみであったが、内容には操業者による環境への被害を食い止める行動も含まれているので、上記の題目となった。この条項について各国とも極めて重要と主張し、多くの議論が展開された条項である。南極の環境に対する損害とは何か、誰に対して賠償責任を生ずるのか等々である。細かい規則についてはなるべく早く制定作業に取り掛かる別の付属議定書で定めることとしてある。

#### 第 9 条 南極条約の下での法的地位の保護

南極条約第 4 条の下でクレイマント、ノンクレイマントの地位を凍結してあるが、これに基づくもので、南極海洋生物資源保存条約と同様の規定がなされ、沿岸国の管轄権にも言及されている。

#### 第 18 条 南極鉱物資源委員会

略して委員会とする。本条では委員会の構成国に関して定めてある。その第 2 項 (b) で“本条約が署名のために開放された日に南極条約協議国であった国”が常任国になることとされている。交渉中、非協議国である加盟国は、“採択の日に協議国であった国”の代わりに“発効の日に協議国であった国”とするよう主張した。最終案はこの主張に若干の配慮を示したものといえよう。

#### 第 21 条 委員会の権能

委員会の任務ないし権限をかなり細かく定めてある。委員会は原則的に、全南極的、一般的な問題を扱い、その地域的な適用、管理は規制委員会で行うとされているが、この両委員会における権限をどう配分するか、クレイマントはとくに後者に権限を多く持たせる方向で議論を展開した。

## 第 22 条 委員会における意志決定

まず実質事項は 3/4 というかなり重い多数決で決定することとし、また、予算及びその関連事項、探査・開発のための地域の開放（特定）などについては、全会一致で決定することを定めている。しかし全会一致方式、すなわち一カ国が拒否権をもつ方式に西側先進国の反対が強かったので、全会一致に達するための努力を議長国が行うことを規定している。

## 第 23 条 諮問委員会

科学・技術・環境諮問委員会が、すべての加盟国を構成国として設置されることを定めている。

## 第 28 条 特別総会

この条項は、委員会構成国のみならず全加盟国が、委員会の決定する探査・開発のための地域の開放が、条約に適合するか否かを審議し、報告する任務をもつこととするもので、委員会国でない国への配慮を示すいわゆる内部調停 (internal accommodation) の一つである。リオパッケージの一部として提案された。

## 第 29 条 規制委員会

ここに規定される規制委員会の構成は、最も厳しい論争の行われた条項の一つで、その結果、複雑な規定となった。まず、第 1 項で規制委員会は開放された地域ごとに設置されるとする。第 2 項では 10 カ国からなる構成国を、a) その地域のクレイマント、b) 領土権請求の基礎を主張している 2 カ国、c) その他の国で、全体がクレイマント 4 カ国、b) の 2 カ国を含むノンクレイマント 6 カ国とする。そしてそのメンバーには、概査、科学調査またはその他の方法で、委員会による地域の開放のために有用な科学的または技術的または環境に関する情報を得るのに寄与した委員会構成国を含ませること、少なくとも 3 カ国の発展途上国である委員会構成国を含ませることとする。また、概査を行って第 39 条に従って委員会に地域開放のための請求の通告を行った国が規制委員会構成国に選ばれていない場合、この国を探査許可申請が提出されるまでの間、構成国に加える。探査許可申請を行った国が構成国でない場合、その申請の審査の間、構成国とし、その申請が後述の管理計画 (Management Scheme) の承認にまで行く場合は、管理計画が発効するまで、その地位にとどまる。

第 2 項 (b) は、米国、ソ連を意味するが、この規定の仕方は、MR/17 の“南極条約の発効に先立って、南極での領土権請求の基礎を主張していた (had asserted) 国”から、MR/17/Rev. II の“南極条約の発効時点で、南極における最大のプレゼンスを保持していた国”などを経て、前述の規定となった。

第 7 項で、“本条は南極条約第 4 条を冒すものと解してはならない”とわざわざ断っている。また、最終議定書中に、会議は 29 条 2 項 (a) にある国は南極条約第 4 条 1 項 (a) の、29 条 2 項 (b) にある国は南極条約第 4 条 1 項 (b) の国であることに合意するとあり、さらに 29 条の“少なくとも 3 カ国の途上国”は、条約採択時点での先進国、途上国のバランス

を正確に反映するもの”と認め、将来このバランスが大きく崩れた場合、改正を考えることもあるとしていて、この条項の難しさを知りうるのである。規制委員会の意志決定も重要な争点であったが省略する。

### 第 35 条 財政条項

委員会その他の費用は、探査・開発が行われ、それに関連する手数料、課徴金等でまかなわれるまでは各国の拠出金によるとする。いくつかの問題点のうち、焦点の一つとなったのは、クレイマントの特別の収益金の要求であった。第 3 章で述べた許認可権と同様、クレイマントにとって領土権主張の保持を裏付ける象徴的な事項であり、従って、ノンクレイマントにとっては認めることのできない事項である。結局、第 7 項 (b) で費用を賄って余剰が出た場合、その余剰の処分については、その地域に関連する事項に最も直接的な関心を有する規制委員会構成国の利益を尊重することを確保するという、あいまいさをもたせた規定が置かれた。

### 第 37 条 概査

概査は条約の規定に従って実施しなければならないが、実施についての承認は必要としない。しかし、操業者に鉱物資源活動に関して何らの権利を与えるものではないとされる。また、実施に当たって、その区域、資源の種類、調査方法等々についての通告を、委員会にしなければならない。とくに小委員会まで設けて検討されたのは、概査によって得られたデータの取り扱いである。まず、保証国 (sponsoring state) は、商業的価値のある基礎的データ及び情報を保管し、科学的もしくは環境上の目的のためには、条件を設定した上で、いつでもその一部もしくは全てを公開することを保証すること、さらに保証国は、商業的価値がなくなったデータ及び情報(解析データを除く)は、速やかに公開しなければならない、いかなる場合でも、データ取得後 10 年を経たときは、それがなお商業的価値を有すると保証国が委員会に証明しない限り、公開しなければならないとされた。(なお、SCAR の地質学・固体地球物理学合同作業委員会では、3 年間経れば公開するよう要請していた。)

### 第 46 条 管理計画

本条項は、管理計画の準備で、規制委員会は、保証国及び第 29 条 2 項 (a) の国すなわち当該地域のクレイマントに依頼する、という簡単なものであるが、これは規制委員会構成国が多すぎると一部クレイマントの主張に配慮したものである。

### 第 47 条 管理計画の範囲

管理計画とは、探査・開発許可に際して、規制委員会が特定の条件を、操業者との間に取り決めるもので、規制委員会が実質的な鉱物資源活動の管理を行う上で、各国が重要視するものの一つである。

本条項では、探査及び開発許可の期間、賠償責任、資源保護要件等 22 項目が規定されている。“payment of taxes and royalties” という MR/17 の表現が、ノンクレイマントの反

対で“payments in the nature of and similar to taxes, royalties...”という形となったり、“applicable law”に“to the extent necessary”が付加されたりした。

なお第 49 条 見直しでは、委員会もしくは規制委員会の構成国は、管理計画の承認または開発許可の発行に対して見直しを請求できることとしている。一方、第 59 条 紛争解決 手続補足では、管理計画の却下もしくは開発許可発行の却下に対して、紛争が起きた場合に対処する仲裁裁判またはその他の方途を、委員会が確立することが求められている。

第 62 条 発効では、最終会議に参加した協議国のうち、途上国 5 カ国、先進国 11 カ国の批准によって発効することが定められている。最終の第 67 条 正文、写し及び国連への登録では、公用語の英語、フランス語、ロシア語、ドイツ語の 4 カ国語に加えて、中国語を条約正文の一つとすることを規定した。これをめぐっても、最終段階まで議論が交わされた。

なお、最終議定書について若干付言すると、第 9 回協議会議の勧告 IX-1 での、鉱物資源活動の自制は、鉱物資源条約の採択まででなく、発効まで続けることを合意したこと、ある一国が条約中に規定することを強く主張した補助金禁止の問題は、関連する多国間協定の文脈の中で扱われるべきこと、南極の氷の採取についての問題は、次の通常協議会議で検討すべきこと、等々、ある場合には条約中で取り上げることが主張された問題を、議定書中で扱うこととして、妥協が図られたのである。

以上条約条文中及びその交渉の過程で、筆者の注意を引いたものをいくつか選んで紹介した。

## 5. 条約外交交渉の枠外での諸活動

南極における資源問題、とくに鉱物資源探査・開発問題が生起して以来、南極条約協議会議の枠組での多角的外交交渉やそれに基づく要請による SCAR での検討以外に、多くの論議が行われた。自然科学者、国際法学者、職業外交官、環境行政官、民間環境保護機関や産業界の人々などを集めたシンポジウムあるいはワークショップが開かれた。また、グリーンピースインターナショナル、南極・南大洋連合 (ASOC, Antarctic and Southern Ocean Coalition) などのいわゆる環境団体の人々のロビー活動も盛んに行われた。これらのことについても若干の報告ないし紹介を行うこととしたい。

1982 年 10 月 6 日-9 日、チリ大学の国際問題研究所は、チリ外務省などチリ国内諸機関のほか、ティンカー財団などの援助を得て、チリの南極基地テニエンテ・ロドルフォ・マルシで“南極資源政策”と題する国際シンポジウムを開催した。10 カ国からの主として著名な南極研究者と南極問題にかかわってきた外交官が、プロシーディングスに寄与し、南極の科学の諸相、生物資源保存の政策、南極と海洋法、国際協力などが扱われているが、中心は鉱物資源問題である (VICUÑA, 1983)。

1983 年 6 月 22 日-24 日には、西独キール大学国際法研究所の主催で、“南極への挑戦一



矛盾する利害，協力，環境保護，経済的發展”と題する国際シンポジウムがキールにおいて開催された。14カ国から60名（うち西独41名）が参加したという。マルシ基地におけるシンポジウムと同様の主題が扱われたが，内容はより法的，政治的な検討が多かったように思われる（WOLFRUM, 1984）。

1983年9月には，マレーシア及びアンチグアバーブーダの主張により，国連総会が“南極問題（Question of Antarctica）”をその秋の議題とすることに同意したが，同年キャンペラで開催された第12回南極条約協議会議で，南極条約システムに関する討論会を行うべきであるとする考えが芽生えたという。これを受けて米国は，極地研究評議会（Polar Research Board）の主催で，国立科学財団のほか，フォード，ティンカー等民間財団，米国地理学協会などの援助によって，ワークショップを行うこととした。海拔1700mの南極横断山地の一角，ペアドモア氷河にあるペアドモア南部野外キャンプに，科学者，外交官，民間環境団体関係者，国連職員，企業代表からジャーナリストに至るまで，25カ国57名が集まり，1985年1月7日-13日にワークショップが開かれた。南極条約システム全般についてのレビューが行われ，探検・科学調査・法的諸問題が歴史的観点を含めて提示された。さらに，南極の環境と資源の管理・保全に関する問題が，広範な視点から論じられた。現在の南極問題の討議方法について強い批判をもち，現行南極条約システムに代わるフォーラムを模索するマレーシアから2名が参加しているのが注目される（POLAR RESEARCH BOARD, 1986）。

このほか，1986年の国際自然保護連合（IUCN）とSCARの合同W/Gによる“南極における自然保護”に関する検討会も，鉱物資源開発や観光資源問題等を含む広範な課題を扱っている（JOINT IUCN/SCAR WORKING GROUP, 1986）。

以上のようなワークショップ等は，1991年の南極条約の見直しが可能となる時期を見ずえて，鉱物資源問題のみならず，南極条約の枠組みと諸活動に関する課題を扱ってはいるが，鉱物資源レジームの創出と極めて微妙な南極条約の法的性格の関係が中心の一つであることは明らかである。そしてこれに関連して南極問題を広く知らしめる目的を有するものであったといえよう。従って，CRAMRAが締結され，1991年へ向けて一つの重荷を下ろした今後，こうした南極条約システムについての論議がどのようなものになるか，注目されることになるのである。

民間のいわゆる環境団体は，鉱物資源レジーム交渉を通じて各国代表団に対し，活発な働き掛けを行うと同時に，ロス島に独自の越冬基地を設け，また南極半島への各国基地査察のチーム派遣を行うなどの活動も行っている。鉱物資源活動に関するレジームを作成することは，南極におけるそのような活動への道を開くものであり，一旦探査・開発が始まれば，環境保全の措置を操業者に守らせるのは難しいので鉱物資源活動を一切禁止すること，また，南極を国際的公園として保護措置をとることというのが，その主な主張である。

各国政府の代表団の中には，民間の環境問題研究機関に所属する人々を加えた国もあり，

これらの人達はロビー活動や広報活動を行う環境団体とは異なった立場で交渉に参加していたわけであるが、交渉の中味について、ある種の公開性にある程度の役割を果たすことができたと評価する見方もできよう。

## 6. おわりに

**CRAMRA** は、1988年11月25日から一年間、採択会議に参加した国の署名に対して開放される。各国はそれから批准の手続きに入ることになるだろうが、条約の順守に関連して国内法を整備するため、新たな立法措置を行わなければならない点もあろう。従って、発効までには早くても2~3年の年月がかかると予想されている。南極の資源鉱物のうち、鉱床といえるような形でこれまでに知られているのは、石炭及び鉄鉱石のみとされる。稼行に値する鉱床が今後科学調査\*の過程で発見されたとしても、**CRAMRA** に従った探査、ましてや開発は来世紀以降のことになるだろう（ただし、概査はより早く行われる可能性がある）。

そのような段階で何故急いで条約作成の交渉を行い、採択にまで至る必要があったかという疑問が寄せられることがしばしばある。これについて、**WATTS (TRIGGS, 1987)** は、まず“主権”もしくは“未解決の主権”をあげる。すでに述べたように、鉱物資源活動の問題は、領土主権問題に直結する。クレイマントとノンクレイマントの立場の違いのみならず、重複するクレイムはクレイマントの間に紛争を生む恐れがある。他方、ノンクレイマントも、(南極条約中に規定がない以上)南極での鉱物資源活動の管理を行う法的根拠に乏しいとする。クレイマントにとっても、ノンクレイマントにとっても、1991年に南極条約見直しが行われる可能性を見込んで、**CRAMRA** の採択は時宜を得たものであったといえようが、上述の点からはより緊急性を感じていたのはクレイマントであったといえよう。

1991年を前にして、以上の経過を今後充分検討し、観測、地球規模での環境、資源、政治的意義等多くの点から南極の発展を考える上での参考にして行きたいものとする。

なお、未だ公開すべきでない点もあると考えて報告しなかった部分があり、国を特定しての意見の紹介も控えたこと、国名は簡略表記とした点をお断わりしておきたい。

## 謝 辞

**CRAMRA** 交渉とそれに関連する種々の活動にかかわる過程において、文部省、外務省、通産省の担当の方々、国立極地研究所に置かれた外部の方々を含む南極鉱物資源特別委員会の委員の方々、同研究所の前及び現所員の方々に、多くの示唆をいただいた。個々の方々に

\* 科学調査と概査は、方法的に区別することは難しい。そこで、共通的な理解は、科学調査は南極条約に従って行われるもので、そのデータや情報の交換、公開が義務づけられているものであるとする。他方、概査は**CRAMRA** に基づくもので(従ってその発効後行われる)、データ・情報の公開を直ちに行う義務はないが、**CRAMRA** の規定に拘束される。**TRIGGS (1987)** の163頁に、“日本がすでにある種の探査掘削を行っている”とあるのは、誤解であって、はなはだ残念である。

あげるべきであるが、ご容赦をいただき、すべての方々に対して厚くお礼申し上げます。

#### 文 献

- HILL, J. (1983): *New Zealand and Antarctica*. Wellington, Ministry of Foreign Affairs and the Commission for the Environment, 99p.
- JOINT IUCN/SCAR WORKING GROUP ON LONG-TERM CONSERVATION IN THE ANTARCTIC (1986): *Conservation in the Antarctic*. IUCN/SCAR, 48p.
- 楠 宏・鳥居鉄也・原田美道・山県 登・吉田栄夫編 (1973): *南極*. 東京, 共立出版, 741p.
- POLAR RESEARCH BOARD (1986): *Antarctic Treaty System—An Assessment*. Washington, D.C., National Academy Press, 435p.
- PARSONS, SIR ANTHONY (1987): *Antarctica—The Next Decade—*. Cambridge, Cambridge University Press, 164p. (Studies in Polar Research).
- TRIGGS, G., ed. (1987): *The Antarctic Treaty Regime*. Cambridge, Cambridge University Press, 239p.
- VICUÑA, F. O., ed. (1983): *Antarctic Resources Policy*. Cambridge, Cambridge University Press, 335p.
- WOLFRUM, R., ed. (1984): *Antarctic Challenge—Conflicting Interest, Cooperation, Environmental Protection, Economic Development*. Berlin, Duncker und Humblot, 253p.
- ZUMBERGE, J. H., ed. (1979): *Possible Environmental Effects of Mineral Exploration and Exploitation in Antarctica*. Cambridge, SCAR, 59p.

(1988年8月26日受理)